

第3章

札幌市における動物愛護管理行政の課題

札幌市における現状から、「動物の愛護」「動物の管理」「体制整備」の3つの観点で課題を整理すると以下のことが挙げられます。

1 「動物の愛護」に関する課題

- 動物の習性に対する理解不足から生じる相談を減らすため、飼い主以外の方を含めた啓発活動を行い、市民全体の動物に対する知識を向上させることが必要です。
- 動物の虐待や遺棄を防ぎ、適切に対応するため、市民の対応方法の整理と周知が必要です。
- 動物愛護教育を適正飼育の推進や事故の被害防止につなげるため、出前講座や見学による教育のみでなく、実際に動物とふれあうなど体験型の学習機会を提供することが必要です。

2 「動物の管理」に関する課題

- 飼い主からの犬猫の引取り数を減らすため、飼い主の終生飼養に対する意識向上が必要です。
- 動物取扱業者の販売方法、展示方法に係る適正化に向けて、監視指導の強化や、業種別・初任者など細分化した動物取扱責任者研修の実施が必要です。
- 特定動物による事故の発生防止のため、動物園施設等のみでなく、個人飼養者に対しても定期的な啓発指導が必要です。
- 犬の散歩中におこる咬傷事故を減らすため、犬の飼い主の散歩マナー向上を図る啓発指導の強化が必要です。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射が徹底されていないため、犬の飼い主やこれから犬を飼う方に向けた啓発指導の強化が必要です。
- 犬に関する相談として、放し飼い、鳴き声、不衛生が多いため、犬の適正飼育について飼い主への啓発指導の強化が必要です。

3 「体制整備」に関する課題

- 市民全体に対する動物愛護の普及啓発や子どもの動物愛護教育の推進にあたっては、行政のみではなく動物取扱業者、獣医師会、教育機関等との連携強化が必要です。
- 普及啓発活動、収容動物管理においては動物愛護推進員やボランティアの活動の場を拡大させることが必要です。

- 負傷猫の生存率を高める治療や感染症対策のための体制整備が必要です。
- 子猫の死亡数減少を推進するためには、保護ボランティアの活動継続が不可欠であることから、保護ボランティアの負担軽減や活動支援が必要です。
- 収容動物の収容期間が年々長期化していることから、トリミング、シャンプーの実施や適度な運動を与えることなど、収容動物の心身のケアを行う体制が必要です。
- 適正譲渡の実施と適正飼育の推進のため、譲渡動物に対する不妊手術やマイクロチップの装着を推進する体制が必要です。
- 多頭飼育の飼い主から犬猫の放棄が起こった場合、行政のみで収容することは困難であるため、ボランティア団体等の関係団体と協力して収容し、譲渡につなげる体制の整備が必要です。

- エサやりによる住み着き、不衛生、庭・畑荒らしの相談など、飼い主のいない猫の問題を減らすため、飼い主のいない猫に対する対応を整理し、不妊手術等を推進する体制が必要です。

- 災害時における動物の取扱等に関する周知と、災害時を想定した準備体制の整備が必要です。

1 目標

動物愛護管理法においては、基本原則として、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性を理解したうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、動物愛護管理法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”を目指すことを基本構想において示しました。

この計画は、基本構想に則した計画として、同様の目標を設定します。

目標：「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」

2 基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を図るため、動物愛護管理法に基づき、以下の3つを基本施策とします。

2-1 動物愛護精神の普及啓発（動物の愛護）

動物の飼育の有無にかかわらず、市民全体を対象として、動物の命を尊重するよう動物愛護の精神を育てていきます。

また、子どもの動物愛護教育についても、教育の機会を増やし、動物とのふれあい体験や実習を取り入れるなど、より実効性のある内容となるよう取り組みます。

2-2 動物の適正管理・福祉向上（動物の管理）

動物の飼養者が終生飼育や適正飼育を行うよう、普及啓発を強化します。

また、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、飼い主や動物取扱業者に対し、動物の適正管理について指導等を強化し、飼育されている全ての動物が動物らしく生活できるよう、飼育環境の質の向上を求めています。

2-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備（体制整備）

普及啓発や教育、動物の適正管理、飼い主のいない猫への対応、動物に関わる災害対応について、関係者や関係団体等と連携した体制の整備を図ります。

目標

人と動物が共生する社会の実現

～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～

基本施策

取組

1

動物愛護精神の普及啓発
(動物の愛護)

1-1 市民全体を対象とした普及活動

1-2 子どもの動物愛護教育

2

動物の適正管理・福祉向上
(動物の管理)

2-1 家庭動物の適正管理

2-2 動物取扱業者における動物の適正管理

3

動物愛護管理に関わる推進
体制の整備 (体制整備)

3-1 普及啓発や教育の体制

3-2 収容動物の管理や譲渡の体制

3-3 飼い主のいない猫への対応体制

3-4 災害時における対応体制

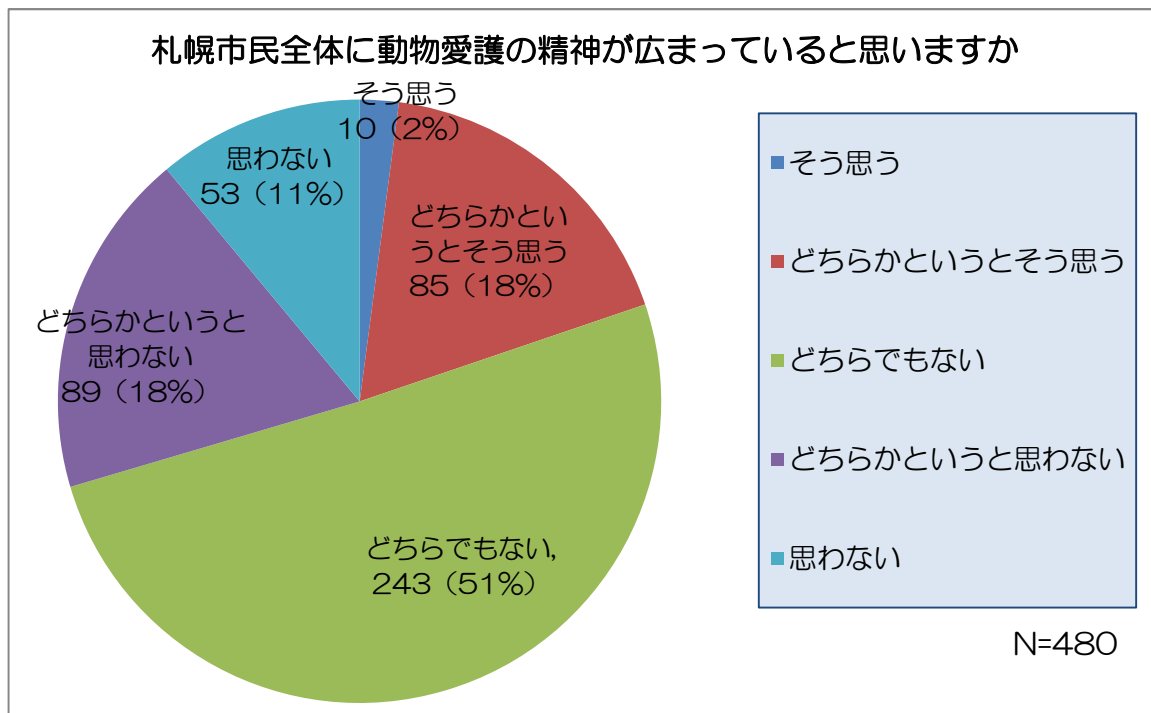
3 数値目標

施策の効果を判定するための指標として数値目標を以下のとおり定めます。

3-1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合が50%以上を達成する

市条例施行後の2016年（平成28年）11月に、市民を対象としてインターネットにより行ったアンケート（参考資料参照）の結果、「札幌市民全体に動物愛護の精神が広まっていると思いますか」という問いに対して、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計が19.8%にとどまっています。



このため、2027年度における「そう思う」「どちらかというと思う」の回答が、全体の50%を上回ることを目標とします。

3-2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

2023年度における犬の引取り数を190頭、猫の引取り数を660匹まで減少させる。

また、2027年度までに犬の引き取り数を160頭、猫の引き取り数を560匹まで減少させる

2013年（平成25年）に改正された基本指針では、2023年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、2004年度（平成16年度）比75%減となる概ね10万頭を目指しています。

これを踏まえ、札幌市の2023年度における犬及び猫の引取り数について、2004年度（平成16年度）の引取り数を基準（犬766頭、猫2,636匹）として、75%減である犬190頭、猫660匹と定めます。

また、2024年度以降については、2027年度までに2023年度の目標値の引取り数を基準として、15%減である犬160頭、猫560匹と定めます。

犬による咬傷事故件数を年間25件まで減少させる

犬による咬傷事故は、年間50件程度発生していますが、飼い主による犬の適正管理を推進することによって、事故件数は減少するものと考えられます。

このため、2027年度における犬による咬傷事故件数を、現状から半減となる年間25件まで減少させることを目標とします。

犬に関する相談（不衛生、放し飼い）件数をそれぞれ年間30件まで減少させる

犬のふん尿による不衛生と放し飼いに関する相談は、それぞれ年間60件程度寄せられています。飼い主による犬の適正管理を推進することによって、件数は減少すると考えられます。

このため、2027年度における犬に関するこれらの相談件数を、現状から半減となる年間30件まで減少させることを目標とします。

猫の苦情相談（不衛生、庭・畑荒らし）を年間合計100件まで減少させる

猫のふん尿による不衛生と庭・畑荒らしに関する相談は、年間合計200件程度寄せられています。2つの問題は同時に発生していることが多く、また、飼い主のいない猫の繁殖と関係しています。

飼い主のいない猫に対する対応体制を整備し、無責任なエサやりを防止し、不妊手術等の対応を実施することで、件数は減少すると考えられます。

このため、2027年度における猫に関するこれらの相談件数を、現状から半減となる年間合計100件まで減少させます。

3-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

犬の殺処分ゼロの継続

犬の殺処分数は、ここ10年間で大幅に減少し、2014年度（平成26年度）に殺処分ゼロを達成することができました。

その後も取組を進め、2015年度（平成27年度）、2016年度（平成28年度）と殺処分ゼロを継続しています。

今後とも動物の収容頭数を更に減少させていくとともに、譲渡を推進し、命をつなぐ努力をしていくことにより、殺処分数ゼロを引き続き目指していきます。

猫の収容中死亡数を年間60匹以下まで減少させる

猫の殺処分は大幅に減少し、2016年度（平成28年度）には1匹となっていますが、収容中に死亡した猫の数は未だ年間120匹以上となっています。負傷動物として収容された猫や飼い主のいない離乳前の子猫の死亡がそのほとんどを占めています。

負傷動物の治療体制、飼い主のいない猫への対応体制を整備し、また、保護ボランティアへの支援を行うことによって猫の収容中死亡数はさらに減少すると考えられます。

このため、数値目標として、2027年度における殺処分を含めた収容中死亡数を現状から半減となる年間60匹以下と定めます。